

大分大学教育マネジメント機構教学マネジメント室細則

令和3年2月22日制定

令和3年細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学教育マネジメント機構規程（令和3年規程第3号）第7条第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）の教学I Rを主導し、教育の実践並びに内容の点検及び改善に必要な教職員の能力向上を支援するとともに、本学における教育の質保証体制を構築・運営するために設置する大分大学教育マネジメント機構教学マネジメント室（以下「教学マネジメント室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 教学マネジメント室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な教育課題に係る調査、研究等に関すること。
- (2) 教育の内部質保証に関すること。
- (3) 教育内容及び教育方法等の改善並びに教育の質保証のための教職員の能力開発に関すること。
- (4) 本学の教学I Rに関すること。
- (5) 授業評価及びシラバスに関すること。
- (6) その他本学の教学マネジメントに関し必要な事項

(構成)

第3条 教学マネジメント室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 室長
 - (2) アドミッションセンター長
 - (3) 基盤教育センター長
 - (4) 学生支援センター長
 - (5) 国際教育推進センター長
 - (6) S T E A M教育推進センター長
 - (7) 教育コーディネーター
 - (8) 教育マネジメント機構の教員 3人
 - (9) その他機構長が必要と認める者
- 2 前項8号及び第9号の構成員は、機構長が指名する。

(室長)

第4条 室長は、教学マネジメント室の業務を掌理する。

- 2 室長は、学長が指名する学長特命補佐をもって充てる。

(教育コーディネーター)

第5条 教育コーディネーターは、教学マネジメント室の業務を処理する。

2 教育コーディネーターに関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第6条 機構に、第2条第2号及び第3号に関する事項を審議するため、次の各号に掲げる委員会を置く。

(1) 内部質保証委員会

(2) FD委員会

2 前項各号の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 教学マネジメント室に関する事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、教学マネジメント室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年教育マネジメント機構細則第3号)

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年教育マネジメント機構細則第3号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。